

おおい町大学等通学定期購入費助成金交付要綱

〔 令和 8 年 3 月 1 8 日
告 示 第 6 4 号 〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、J R 小浜線を利用して大学、短期大学に通学する者に対し、通学に要する経費（以下「通学費」という。）の一部を助成することにより、J R 小浜線の利用促進を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第 2 条 この要綱により通学費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、本町に住所を有し、かつ、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に定める大学、短期大学校に在学している学生で、町長が認めるものとする。ただし、学生が本町に住所を有しない期間の助成は行わないものとする。

(助成の対象期間)

第 3 条 助成の対象期間は、助成対象の在学期間のうち、助成対象者が本町に住所を有する期間とする。

(助成額)

第 4 条 通学費の助成額は、助成対象者 1 人につき、通学に要する J R 小浜線の定期乗車券購入費の 2 分の 1 の額とする。ただし、1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 助成対象者の定期乗車券について、既に助成を行った期間と重複した期間が含まれるときは、その定期乗車券購入費を 1 箇月当たり 3 0 日として日割りし、重複した期間に係る額を除いた額を定期乗車券購入費とみなす。

3 助成対象者の定期乗車券について、助成対象者が本町に住所を有しない期間が含まれるときは、その定期乗車券購入費を 1 箇月当たり 3 0 日として日割りし、本町に住所を有しない期間に係る額を除いた額を定期乗車券購入費とみなす。

(助成の申請)

第 5 条 助成対象者が助成を受けようとするときは、おおい町大学等通学費助成申請書兼助成金請求書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、購入日の属する年度の 3 月 3 1 日又は助成を受けようとする定期乗車券の有効期限の末日までに町長に提出しなければならない。

(1) 定期乗車券の写し

(2) 在学証明書、学生証の写し又は生徒手帳（学校名及び氏名の記載のあるもの）の写し

(助成の決定)

第 6 条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該申請に係

る助成の可否及び助成の額を決定し、おおい町大学等通学費助成決定通知書（様式第2号）により、その申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（助成金の支払方法）

第7条 前条により決定された助成金の支払方法は、申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方式とする。

（助成金の返還）

第8条 町長は、偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全額又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。